

東京港の港湾区域及び港湾施設における無人航空機利用の
運用方針〈試行〉について

東京港の港湾区域及び港湾施設における無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の利用については、港湾法及び東京都港湾管理条例に基づき、「港湾施設の機能に支障を及ぼすおそれのある行為」として、その利用を禁止しているところである。

しかしながら、昨今、無人航空機が急速に普及しており、撮影やインフラ点検などの分野でその利用が広がっている。また、落下事案などに対処するため、国においても航空法を改正し、基本的な交通ルールが定められたところである。

については、港湾区域及び港湾施設の安全性を確保し、適正かつ円滑な港湾事業に資することを目的に、下記のとおり無人航空機の利用に係る運用方針を定める。

なお、本運用については、一定期間試行を行い、その状況を踏まえて今後の対応を図っていくものとする。

記

1 対象範囲

(1) 対象とする港湾
東京港

(2) 対象とする施設等

港湾区域（水域）並びに東京都港湾管理条例（以下「条例」という。）第 2 条に規定する港湾施設

2 対象となる無人航空機

飛行機、回転翼航空機等であって人が乗る事ができないもの（ドローン、ラジコン機等）のうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（200g 未満のものを除く）。〈航空法第 2 条第 22 項で定める無人航空機〉

ただし、最大離陸重量 5kg を超える無人航空機を除く。

3 承認要件

東京港の港湾区域及び港湾施設では、原則として無人航空機の利用を禁止するものであるが、以下の要件を全て満たす場合はその利用を認める。

ただし、飛行の方法については、国土交通大臣の承認を受けた場合であっても、航空法132条の2に規定する飛行方法を遵守させるものとし、十分な安全対策を取らせることとする。

- (1) 国土交通大臣が発行する「許可・承認書等」を有していること（無人航空機の飛行に関する安全性の確認）

【確認の内容】

- ・当局への利用申請の内容が、国土交通大臣の許可・承認書等の内容と整合が図れているか
- ・「機体の機能及び性能」、「操縦者の飛行経験」、「技能等・安全確保のための対策」についての把握 など

ただし、国土交通大臣の許可を必要としない空域については、他の飛行において許可を受けたことのある無人航空機及び操縦者に限って本承認要件を満たすものとし、その確認は国土交通大臣が発行する他の飛行における当該の「許可・承認書」等の写しをもって行う。この場合、無人航空機と操縦者が異なる飛行において許可を受けているものとする。

- (2) 港湾法、港湾管理条例の規定に抵触するものではないこと

ア 港湾区域

船舶の航行に支障を及ぼすおそれがないと判断され、かつ警戒船等を付ける措置をした場合、利用を認めるものとする。

イ 港湾施設

港湾施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断され、かつ港湾本来業務や報道目的等、港湾施設に立ち入る正当な理由があると認められる場合に限り、無人航空機の利用を認めるものとする。

ただし、客船ターミナル及び臨港道路は、一般利用に供することを目的とした施設であり、無人航空機は一般利用者の安全・安心を妨げる可能性のある行為であるため、港湾施設の機能に支障を及ぼすおそれがある行為として、原則無人航空機の利用を認めない。

【確認の内容】

- ・別紙1又は別紙2に記載されている安全対策又は利用条件を満たしていること
- ・船舶航行や港湾施設の機能上の支障がなく、飛行に必要な面積の占用やその他管理者が必要とする安全確保措置が取れること など

(3) その他法令、関係運用規定等を遵守すること

ア 港湾区域

港則法：京浜港東京区における行事許可申請作成要領 など

イ 港湾施設

民法：土地所有権の侵害とならないこと（合築施設などがある場合、事前に関係者の承認が取れていること。） など

場所		利用目的	承認例	根拠
水域 (港湾施設を除く)		問わない	東京港全体や船舶の撮影、オリンピック・パラリンピック会場予定地等の撮影	
港湾施設	係留施設 港湾施設用地等	港湾の本来業務及びそれに付随するもの	ドローンを利用した貨物検査、港湾施設の点検、港湾工事の測量及び撮影	
		報道目的など、従前より立ち入りを認めているもの	ニュース報道、映画テレビ撮影（一部ふ頭に限る）	
		その他（上2つを除くもの）	（承認しない）	条例第23条第3項
	客船ターミナル 及び臨港道路	—	（承認しない）	条例第23条第4項

※ただし、航空法132条の2に規定する飛行方法を遵守

4 承認手続き

(1) 担当部署

施設管理担当部署

(2) 手続きの流れ

ア 事業者等から、以下の書面を提出させる。

(ア)（港湾区域での利用の場合）東京港における「行事届」

その際、別紙1記載例に相当する内容が含まれていることを確認すること。

(イ)（港湾施設での利用の場合）「東京港港湾施設における無人航空機利用申出書」（別紙2）

(ウ) 国土交通大臣宛て「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」（写）

(エ) 国土交通大臣発行「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」（写）

(オ) 当該飛行に係る飛行区域図面、安全対策及び緊急時の連絡体制等の分かる資料

ただし、国土交通大臣の許可を必要としない空域については、申請のあった無人航空機及び操縦者の他の飛行における（ウ）及び（エ）を確認する。

イ 以下の点に留意し、関係部署への承認及び協議を行う。

(ア) 飛行区域が港湾区域や複数の港湾施設に跨る場合については、関係部署へ情報提供を行うとともに各所管部署においても同様に承認手続きを行うこと

(イ) 国際埠頭施設及び国際水域施設における制限区域での無人航空機の利用は、東京港管理事務所港務課保安担当においても協議を行うこと

(ウ) 施設管理者管理施設等、実質的な管理者のいる施設においては、当該管理者と調整を行うこと

ウ 飛行区域の港湾関係者等に事前周知を行わせるとともに、当該関係者が必要とする対応策を講じるよう指示する。

エ 担当部署は、提出書類や関係者との調整状況等を確認の上、飛行を認める場合には、承認欄に所属長印を押印し、写しを控え原本を相手方に渡す。

5 本運用方針を適用しないもの

国や地方公共団体又はこれらの依頼を受けた者が、事故・災害に際し、捜索、救助のために無人航空機を飛行させる場合については、本運用方針は適用しない。(航空法第 132 条の 3 に規定する捜索、救助等のための特例)

6 留意事項

警視庁等からの警備協力依頼などにより、本運用に係わらず、無人航空機の飛行の自粛について協力するその場合がある。その際の取り扱いについては、別途関係機関に通知する。

7 根拠規定

港湾法第 12 条第 1 項第 2 号

東京都港湾管理条例第 23 条第 3 項及び第 4 項

8 適用開始年月日

平成 29 年 3 月 27 日とし、概ね 1 年程度を試行期間とする。

9 試行期間中の調査

運用状況等について別途調査を行う。

無人航空機の利用における安全対策記載例

- ① 無人航空機の利用時は、本書を所持し、港湾局職員又は港湾局委託警備員から求められたときは、これを提示します。
- ② 承認を受けた内容以外では、利用しません。
- ③ 船舶の航行に支障を及ぼさないこと、港湾の機能に支障を及ぼす恐れのある行為をしません。
- ④ 撮影が認められている場合のその範囲などについては、港湾局職員の指示に従います。
- ⑤ 利用後、直ちに自己の負担において清掃し又は原状回復を行います。
- ⑥ 利用にあたっては、十分な安全対策を行うとともに、飛行区域における港湾関係者等に対して利用する旨の事前周知を行うとともに、港湾局職員及び関係者が必要とする対応策を講じます。
- ⑦ 飛行の方法については、国土交通大臣の承認を受けた場合であっても、航空法 132 条の 2 に規定する飛行方法を遵守します。
- ⑧ 飛行の承認を受けた場合であっても、管理上の都合や警視庁等からの警備協力の要請などにより、本承認を取り消される場合には、それに従います。
また、無人航空機を利用中に管理者が危険と判断し、中止を命じた場合は、それに従います。
- ⑨ 事故等異常があったときには、応急対応を図るとともに、速やかに港湾局担当職員に連絡します。
- ⑩ いかなる事由であっても、人身事故を起し、又は港湾施設等を損傷させた場合などは、申請者はその一切の責任を負います。
- ⑪ 港湾区域（水域）で利用する場合については、警戒船を配備するなど、周囲に注意するとともに、万が一無人航空機が落下した際には直ぐに回収できる体制を確保します。また、他の船舶が接近した場合には直ぐに無人航空機の利用を中止します。
- ⑫ 船舶を使用して無人航空機を利用する場合、無人航空機操縦者と船舶操縦者を分けます。
- ⑬ 当該飛行を対象とした第三者賠償責任保険へ加入します。
- ⑭ 上記に掲げるほか、都係員の指示がある場合には、これに従います。

承認書

本件申出について、承認する。
裏面（又は別紙）の条件等を遵守すること。

平成 年 月 日

東京都東京港管理事務所〇〇〇〇課長

番号	
承認印	

〇〇〇〇担当 Tel03-5442-0000 承認印のないものは無効です。

東京港港湾施設における無人航空機利用申出書

平成 年 月 日

東京都東京港管理事務所〇〇〇〇課長 宛て

申請者 住所

氏名

電話

次のとおり、港湾施設において無人航空機を利用したいので、承認願いたく申し出ます。

- 1 利用目的
- 2 飛行日時 平成 年 月 日（から平成 年 月 日まで）
時から 時まで
- 3 飛行区域ふ頭 又は 施設
- 4 その他
- 立入人数
- 車両・機材
- 現場責任者
- 現場連絡方法
- その他

【添付書類】

- 国土交通大臣宛て「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」（写）
- 国土交通大臣発行「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」（写）
- 当該飛行に係る飛行区域図面、安全対策及び緊急時の連絡体制等の分かる資料

利 用 条 件

- ① 無人航空機の利用時は、本書を所持し、港湾局職員又は港湾局委託警備員から求められたときは、これを提示すること。
- ② 承認を受けた内容以外では、利用しないこと。
- ③ 船舶の航行に支障を及ぼさないこと、港湾の機能に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
- ④ 撮影が認められている場合のその範囲などについては、港湾局職員の指示に従うこと。
- ⑤ 利用後、直ちに自己の負担において清掃し又は原状回復を行うこと。
- ⑥ 利用にあたっては、十分な安全対策を行うとともに、飛行区域における港湾関係者等に対して利用する旨の事前周知を行うとともに、港湾局職員及び関係者が必要とする対応策を講じること。
- ⑦ 飛行の方法については、国土交通大臣の承認を受けた場合であっても、航空法 132 条の 2 に規定する飛行方法を遵守すること。
- ⑧ 飛行の承認を受けた場合であっても、管理上の都合や警視庁等からの警備協力の要請などにより、本承認を取り消す場合があるので、それに従うこと。
また、無人航空機を利用中に管理者が危険と判断し、中止を命じた場合は、それに従うこと。
- ⑨ 事故等異常があったときには、応急対応を図るとともに、速やかに港湾局担当職員に連絡すること。
- ⑩ いかなる事由であっても、人身事故を起し、又は港湾施設等を損傷させた場合などは、申請者はその一切の責任を負うこと。
- ⑪ 当該飛行を対象とした第三者賠償責任保険へ加入していること。
- ⑫ 上記に掲げるほか、都係員の指示がある場合には、これに従うこと。

緊急連絡先

〇〇〇〇担当

TEL03-5442-5366

(土曜日・日曜日・祝日・時間外の場合は、指令センター TEL 03 - 5442-5386)